

## 海外

### 米州諸国

#### ◇米国、国庫債務限度額引上げ

レーガン大統領は5月15日、国庫債務限度額を現行の23,000億ドルから7月17日まで23,200億ドルに引上げる法律に署名した。今次限度額引上げは86年10月21日(21,100億ドル→23,000億ドル)以来約7か月ぶりの措置。

なお、本件については、政府が今会計年度末(9月末)までの資金調達に必要な限度額(25,780億ドル)への引上げを定めた法案承認を求めたのに対し、議会は長期にわたる限度額引上げに難色を示し審議が難航、当面7月17日までの財政資金調達分を賄う程度に限度額を引上げることで決着をみたもの。

### 欧州諸国

#### ◇西ドイツ政府、87年経済見通しを下方修正

1. 西ドイツ政府は5月20日、連邦・州政府代表等により構成される景気委員会(Konjunkturrat、春秋年2回開催)において、87年の実質経済成長率見通しを当初(本年1月時点、本年3月号「要録」参照)の前年比約+2.5%以上から+2%弱(knapp 2%)に下方修正する旨、発表した。

2. 席上における政府代表の説明要旨は以下のとおり。

本年第1四半期の実質GNPは、厳冬に伴う建設活動の大幅落込みやマルク相場の一段上昇等の影響から、マイナス成長を余儀なくされた模様。もっとも、内需は個人消費を中心に総じて堅調な推移を続けており、物価の落着き基調持続、低金利等を勘案すると景気がさらに落ち込む地合いにはなく、第1四半期にみられたような特殊要因が剥落する第2四半期以降は、再び前期比+1~+1.5%程度の成長軌道に復帰しうると判断している。こうした景気の姿を前提とすると、本年の実質経済成長率は前年比+2%弱となる見通し。

#### 西ドイツ政府の87年経済見通し

(前年比・%)

	86年	87年(見通し)	
		改訂前 (87/1月)	改訂後 (87/5月)
実質GNP	2.4	約2.5以上	2弱
個人消費	4.2	3~4	3.5
政府消費	2.5	2~3	2.5
固定資本形成	3.3	3~5	3.0
機械設備	4.7	3~5	3.5
建設	2.3	3.5~4.5	3.0
輸出等	△ 0.5	1~2	△ 0.5
輸入等	3.2	5~6	3.5
失業者数(万人)	223	215	220

#### ◇ブンデスバンク、ECUの私的使用の自由化を決定

1. ブンデスバンクは、これまで通貨法(Währungsgesetz)第3条(インデックス付債務の受入れ禁止等)に基づき西ドイツ居住者によるECU建て債務の受入れを禁止してきたが、6月16日開催された中央銀行理事会において、通貨法上の許可基準を変更しECUの私的使用を今後外貨と同様の範囲で行うことを認める旨、決定した。

2. 本決定に関してブンデスバンクは以下のとおりコメント。

「本件は、EC各国で資本取引の自由化が進捗をみており、かつ一部EC諸国において金融および対外経済取引上、ECUの重要性が増しつつある事実を踏まえ、決定されたものである。具体的には、金融機関によるECU建て預金の受入れならびに特定のECU建て借入れについては、通貨法第3条に基づく一般許可(eine allgemeine Genehmigung)により、また、財・サービスの輸出入取引ならびに同取引に関連する国内取引にかかるECU使用については、申請に基づく許可(Genehmigungen auf Antrag)により、それぞれの取扱いを認めることとする。なお、中央銀行理事会は、上記許可との関連で非居住者に対するECU建て債権・債務の外貨構成部分を6月16日以降、【対外債務にかかる最低準備義務免除】<sup>(注)</sup>の対象とすることを決定した。」

(注) 現在金融機関の対非居住者外貨建て債務(期間4年未満)については、同外貨建て債権(同)との相殺により当該債権額だけ最低準備義務が免除される扱いとなっている。

る(61年2月号「要録」参照)が、今回の決定によりECUの外貨構成部分についてもその規定が適用されることとなったもの。

#### ◆英国、総選挙を実施

1. 英国では総選挙が6月11日に実施されたが、保守党が引き続き過半数の議席を獲得、サッチャー首相は連続3期政権を担当することとなった(任期5年)。

#### 党派別議席数

	今 次		前 回		改選前 議席数
	当選者数	得票率	(83/6月) 当選者数	得票率	
保 守 党	376人	42.2%	397人	42.4%	392人
労 働 党	229	30.8	209	27.6	206
自由・社会 民主連合	22	22.6	23	25.3	27
その他とも計	650	100.0	650	100.0	648

2. サッチャー首相は、総選挙後直ちに内閣改造を行い、6月13日、以下のとおり新閣僚を任命した(かっこ内は前職)。

首 相	Margaret Thatcher (留任)
枢密院議長兼 上院院内総務	Lord Whitelaw (留任)
大 法 官	Sir Michael Havers (留任)
外 相	Sir Geoffrey Howe (留任)
蔵 相	Nigel Lawson (留任)
内 相	Douglas Hurd (留任)
エネルギー相	Cecil Parkinson (新任)
国 防 相	George Younger (留任)
ウェールズ相	Peter Walker (エネルギー相)
国 庫 尚 書 兼 下院院内総務	John Wakeham (新任)
社会 保 障 相	John Moore (運輸相)
北 ア イ ル 相	Tom King (留任)
農 漁 食 糧 相	John MacGregor (大蔵担当閣内相)
環 境 相	Nicholas Ridley (留任)
雇 用 相	Norman Fowler (社会保障相)
教育 科 学 相	Kenneth Baker (留任)
大 蔵 担 当 閣 内 相	John Major (新任)
ス コ ッ ト 相	Malcolm Rifkind (留任)
貿 易 ・ 産 業 相	Lord Young (雇用相)
ランカスター 公 領 相	Kenneth Clarke (支払総監)
運 輸 相	Paul Channon (貿易・産業相)

#### ◆イタリア政府、金融自由化措置を発表

イタリア政府は、金融・資本市場の自由化、国際化を漸次進めているが、5月21日のイタリア信用貯蓄閣僚審議会(注)での決定を受けて5月22日、以下のような商業銀行業務に関する自由化措置(イタリア進出外銀にも適用)を発表した。

(注) 蔵相を議長とし、他の主要経済閣僚7名およびイタリア銀行総裁によって構成される金融政策・行政の基本方針決定機関。

#### (1) 銀行間の店舗売却、交換の自由化

従来、店舗売却、交換については銀行法上認められていたものの、信用貯蓄閣僚審議会およびイタリア銀行が事実上反対してきた。今後は原則認可することとし、イタリア銀行の形式的承認を経るのみとする。

#### (2) 個別貸付枠規制の一般化

銀行に対し個別に認められてきた中・長期(18か月超)新規貸付枠(注)を各行の自己資本等に連動したより一般的なフォーミュラに改め、その速やかな導入をイタリア銀行に指示する。

(注) イタリアの金融制度には長短分離原則が貫徹されており、基本的に銀行は短期、特殊信用機関は中・長期金融に特化。

#### (3) 銀行店舗業務の均一化および自由化

これまで銀行の支店およびその他の店舗業務は、イタリア銀行の個別許可によって規制されてきたが、今後はいかなる店舗も、営業時間の決定を含めて自由にみずからのイニシアティブにより全銀行業務を行うことを可能とする。

#### (4) 外銀支店の営業地域制限をレシプロを条件に撤廃

これまで外銀支店の営業活動は、当該支店所在の県に限定され、支店外の県にある企業との取引については、外資系企業(外資が50%以上)および輸出入業務が売上げの25%以上を占める企業を除き、イタリア銀行の許可が必要であったが、レシプロを条件として本規制を撤廃する。

## ア ジ ア 諸 国

### ◆香港、預貸金金利を引上げ

香港銀行協会は6月20日、銀行預金金利の0.25%～0.5%引上げを決定、6月22日から実施した。英系主力2行(香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行)では、22日上記決定に基づいて預金金利を上げるとともにプライム・レート0.5%引上げを実施した。今回の利上げは、香港ドルの対米ドルレートがやや軟化していることに対処してとられたものとみられている。なお、今次措置は本年入り後3月、4月、6月2日に続いて4度目の引上げとなる。

(年利・%)

		旧(6月2日)	新(6月22日)
普通預金		2.5	2.75
定期預金	3 か 月	3.75	4.25
	6 か 月	3.75	4.25
	1 年	4.5	5.0
プライム・レート		7.0	7.5

### ◆タイ、1988年度予算案を発表

タイ政府は6月24日、1988年度(87/10月～88/9月)予算案を国会に提出した。同予算案は「経済成長の促進と地域開発の推進により生活水準の向上を図る」(プレム首相)との方針に基づき編成され、前年度予算に比べ

### タイの1988年度予算案

(単位・百万パーツ)

		1987年度	構成比(%)	1988年度	構成比(%)	前年比(%)
		当初予算		予算		
歳入	租税等政府経常収入	185,500	—	199,500	—	7.5
歳出	経済関係費	35,595	15.6	38,466	15.8	8.1
	教育費	41,214	18.1	43,840	18.0	6.4
	社会厚生関係費	24,469	10.8	27,152	11.2	11.0
	国防費	41,067	18.1	42,965	17.6	4.6
	治安維持費	10,918	4.8	11,687	4.8	7.0
	一般行政費	6,105	2.7	6,701	2.8	9.7
	債務償還費	56,150	24.7	59,747	24.5	6.4
	その他とも計	227,500	100.0	243,500	100.0	7.0
財政赤字		42,000	—	44,000	—	4.8

緊縮姿勢が幾分緩和されている。すなわち、歳出規模は2,435億パーツとされ、前年度当初予算比+7.0%と前年度(前々年度修正予算比+7.5%)に比べてやや低い伸びとなっているが、債務償還費を除いたベースで見ると、同7.2%増と前年度の伸び(同4.0%増)を上回っており、財政赤字も小幅ながら拡大(前年度当初予算420億パーツ→本年度同440億パーツ)している。

- (1) 歳出面……対外債務の増加抑制努力などから前年度に急増をみた債務償還費の増勢が大幅に鈍化する一方、社会厚生関係費、経済関係費が比較的高い伸びとなっている。経済関係費については、雇用創出や地域開発を目的に農業振興、インフラストラクチャー整備へ重点配分されている。
- (2) 歳入……税収を中心とする政府経常収入は、前年度当初予算比+7.5%と前年度(前々年度修正予算比+10.4%)に比べて比較的控制に見積もられている。この結果、財政収支尻については440億パーツの赤字が発生するが、これについては金融機関からの借入れにより調達する予定となっている。

### ◆インドネシア、企業活動に関する規制緩和等を発表

インドネシア政府は6月11日、企業活動に関する各種規制の緩和と繊維製品輸出割当枠の譲渡禁止措置の解除を決定、即日実施した。今回の措置は、設備投資の促進等企業活動の活性化により国内産業の国際競争力を強化することを狙って実施されたものとみられている。

今次措置の概要は以下のとおり。

#### (1) 企業活動規制の緩和

##### (イ) 事業許可制度の簡素化

従来企業に対してはその活動状況に応じて、①原則的合意(企業設立時)、②暫定合意(試験操業時、1年間有効、その後2年間に限り延長可)、③恒久許可(商業生産開始時、5年間有効)、④拡張許可(生産能力増強、設備更新時)の4種類の許可取得が義務付けられており、このうち②と③については有効期間を超えて事業を営む場合には期限到来時に許可更新手続きをとる必要があった。今回これを恒久

許可と拡張許可の2種類に簡素化し、かつ、恒久許可については無期限に有効とする扱いとした(ただし、当該企業の生産水準が許可取得時点に比べ大幅に拡大ないし縮小するような場合には許可が取消される)。

(ロ) 事業許可発給区分の整理・統合

これまで個別品目ごとに発給していた事業許可(許可区分数2,292)を、類似する品目をまとめた品目グループごとの包括許可(同342)に整理統合した。

(ハ) 「拡張許可」の付与要件の緩和

①生産設備の能力拡張については、従来は拡張規模にかかわらず「拡張許可」の事前取得が義務付けられていた。今回これを、生産能力が30%以上増加する場合に限り同許可の取得を義務付けることとし、許可申請も生産能力拡張後6か月以内に行えばよいことに改めた。

②設備変更、近代化投資についても、これまでは「拡張許可」の事前取得が義務付けられていたが、今後は、設備更新、近代化投資のうち、その規模が生産能力の30%以内のものについては、同許可の取得を要しないこととした。

(2) 繊維製品輸出割当枠の譲渡禁止措置の解除

繊維製品の輸出割当枠については、これまでは登録輸出業者間での当該枠の譲渡は禁止されていたが、今回これを認める扱いとした。

## 大洋州諸国

◆豪州、公定歩合を引下げ

オーストラリア準備銀行(中央銀行)は6月中旬、2週連続して公定歩合(中央銀行による財務省ノート<90

日以内>の再割引レート)を引下げた(15.5%→15.2% <6/11日>→14.8% <6/18日>、いずれも即日実施)。今回の措置は、①前回引下げ(5/14日実施、0.5%引下げ)以降も豪ドルの対米ドル相場がやや強含みで推移する一方(シドニー市場、1米ドル当たり5/14日1.4051~1.4118豪ドル→6/10日1.3992~1.4059豪ドル→6/17日1.3953~1.4019豪ドル)、②市中金利が引き続き低下傾向を示していること(90日ものBAレート5/14日14.0%→6/10日13.9%→6/17日13.4%)から実施されたものとみられている。

また、同国の公定歩合は3月下旬以降今回までに8回にわたり累計2.8%引下げられた。

◆フィジー、為替レートを切下げ

フィジー準備銀行は6月29日、フィジー・ドルを通貨バスケット(米ドル、豪州ドルなど主要貿易相手国通貨の加重平均)に対して17.75%切下げ、即日実施すると発表した。この結果、フィジー・ドルの対米ドルレートは、1フィジー・ドル当たり0.93米ドルから0.76米ドルとなった。今回の措置は、5月14日の政変後の政情不安から、①最大の外貨獲得源である外国人観光客が急減しているほか、②主力輸出品である砂糖(86年中輸出163百万ドル<総輸出の60%>)の生産が大幅に落込んでおり、外貨準備も急テンポで減少していること(86/12月末195百万ドル→87/6月125百万ドル)に対処して、輸入抑制、輸出・観光収入の増収を狙って打出されたものとみられている。

また同行では、外貨の流出抑制などを目的に、①フィジー人による対外投資の禁止、②海外移住者の外貨持出し規制、③最優遇貸出金利の引上げ(8%→9%)、④預金準備率の引上げ(5%→6%)等の措置を併せて実施した。